## 保護者の皆様

京都府立山城高等学校校 長 細 野 吾

「緊急事態宣言」から「まん延防止等重点措置」への移行に伴う教育活動の実施にあたって

平素は、本校の教育活動に御理解・御協力をいただきありがとうございます。新型コロナウイルス 感染拡大防止にかかる取組についても、御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、このたび「緊急事態宣言」が令和3年6月20日(日)の期限をもって解除され、「まん延防止等重点措置」の適用が、6月21日(月)から7月11日(日)までを期限として決定されました。

つきましては、下記のとおりの措置としますので、御理解・御協力をお願いいたします。

今後も、国や府の方針を踏まえ、教育活動を進めることになりますが、保護者の皆様には御理解・ 御協力をお願いいたします。

記

## 1 始業時刻等

「緊急事態宣言」から「まん延防止等重点措置」への移行、及び現在の感染状況を鑑み、令和 3年6月21日(月)から平常校時とします。

予鈴 8:30 SHR 8:35~8:45 第1時限 8:50~

2 学校からの連絡方法(変更なし)

学校からの連絡は、「ホームルーム」のほか、「Classi」「学校ホームページ」で行います。

3 教育活動他(変更なし)

校外での教育活動は停止しております。また、部活動については、「自校生徒のみ、校内、1日2時間以内、宿泊禁止」の原則に則り、感染予防対策を講じた上で実施を認めております。

なお、校内で実施している部活動等の見学や応援についても御遠慮いただいております。

ただし、充分な感染症予防対策がされていると認められ、公式な全国大会・近畿大会及びそれらにつながる大会・発表会等については参加を認める場合があります。また、大会等の参加にあたり宿泊を認める場合があります。

さらに、学校外の者が参加される校内での活動(発表会、公開授業、PTA行事、学校説明会等)についても実施を見送っております。ただし、外部講師による授業や講演など、特定の少人数が来校する活動で、感染リスクが極めて低いと判断できるものは実施する場合があります。

- 4 新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる取組(お願い)
  - (1) お子様の不要不急の外出や友人等との外食は避けてください。
  - (2) 登校前の検温や健康観察を行い、発熱、風邪の症状等、体調不良のときなどは無理な登校は控え、必ず学校に御連絡ください。京都府におきましても、家族等からの感染の割合がかなり高い状況です。御家族について同様の症状等がある場合についても、登校は控えてください。また、お子様には登下校中や学校でのマスク着用、食事時に感染リスクが高くなることから、学校では昼食時における「飲食時の『きょうとマナー』」(飲食前の手指の消毒、会話の時はマスク着用など)、正面を向いての「黙食」の徹底をお願いしています。
  - (3) 御家庭においても、手洗いの励行や咳エチケットなど、基本的な感染防止対策に充分努めてください。
  - (4) 発熱等体調不良が続くなど感染が疑われる場合は、きょうと新型コロナ医療相談センター(電話 075-414-5487 京都府・京都市共通)へ御相談いただくとともに、必ず学校へも御連絡ください。
  - (5) 御家庭との連絡体制の確立のため、生徒だけでなく、保護者の方におかれましても、classiでの連絡が確実に行うことができるよう、接続状況の確認をお願いいたします。
  - (6) 御不明な点等がございましたら、副校長まで御連絡ください。(連絡先:075-463-8261)

なお、これまでから学校においても指導しておりますが、新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないように御家庭においても御指導をお願いします。また、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることのないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう御指導ください。